



Knal Empresarial
KPMGメキシコ Webセミナー

2020年 税制改正概要

海外関連者取引に対する税務調査の
最近の傾向



講師プロフィール



Octavio Rábago



Japanese affiliated business partner of KPMG

- He has more than 20 years' experience working as a tax advisor and consultant to a wide variety of clients in sectors such as manufacturing, real estate, maquila, automotive, services, and marketing, among others. As a partner of KPMG, Octavio is part of the Fiscal Maquila Committee, so he participates in the incorporation and operation in Mexico of several companies under the maquiladora structure, providing services to companies that have grown around it.

講師プロフィール



青木 嘉光

略歴

- 2008年あずさ監査法人広島事務所入所。自動車製造業および関連子会社、化学品製造業、小売業等の会計監査を中心として、デューデリジェンス業務、財務諸表関連アドバイザリー、IFRS関連のアドバイザリー業務にも従事。
- 2017年7月よりKPMGメキシコ・ケタロ事務所赶赴、現在に至る。
- ケタロ、セラヤ、サランカ、サンルイスポシ担当



講師プロフィール



河田 厚司



略歴

- 2008年あずさ監査法人広島事務所入所。自動車製造業および関連子会社、化学品製造業、小売業等の会計監査を中心として、デューデリジェンス業務、財務諸表関連アドバイザリー、IFRS関連のアドバイザリー業務にも従事。
- 2017年7月よりKPMGメキシコ・ケタロ事務所に赴任、現在に至る。
- ケタロ、セラヤ、サランカ、サンルイスポシ担当

目次

- 海外関係者に対する支払い
 - これまでの背景と経緯
 - 損金処理のために必要な情報とは？
 - リスクの評価
 - Defense File

- 2020年度税制改正の概要
 - 予算案の概要
 - 税制改正の概要

- KPMGメキシコのご紹介



海外関連者に対する支払い

背景・経緯



海外関連者に対する支払い:

- ロイヤルティ
- 技術支援料
- 支払利息
- 販売コミッション
- マネジメント フィー



税務当局の傾向

以下のような環境の変化に伴い、税務当局の動きにも変化が生じている。

税務当局への提出資料の強化

—CFDI情報、電子会計、SATによる調査機能強化

BEPS 報告書に基づく取組

—OECD actions 8, 9 and 10: 移転価格税制の観点で、提供されるサービスと支払対価が整合することを確認する。

— 税務当局は、BEPSのアクションプランに忠実に則って制度に落とし込み、所得税法の改正、および税務調査のプロセスに、これらの基準を適用しようとしている。

近年の税務判断と判例

—プロラタ費用（比例配分で負担する費用）の損金性についての最高裁判断

—メキシコの税務当局は、非居住者がメキシコの納税者に対して請求するプロラタ費用について、その損金処理に関する新たな規定を公開。

政権政策、予算の影響

—新政府の政策遂行のために、税収増(歳入増)を見込んでいる。

電子フォーマットでの提出情報



電子会計（TB等）



税務申告（法人税・源泉税・IVA）



CFDI
(electric
invoice)



決算情報
(dictamen
fiscal、ISSIF)



SATは、独自のツールを用いてこれら情報の整合性を監視している

税務当局の調査アプローチ

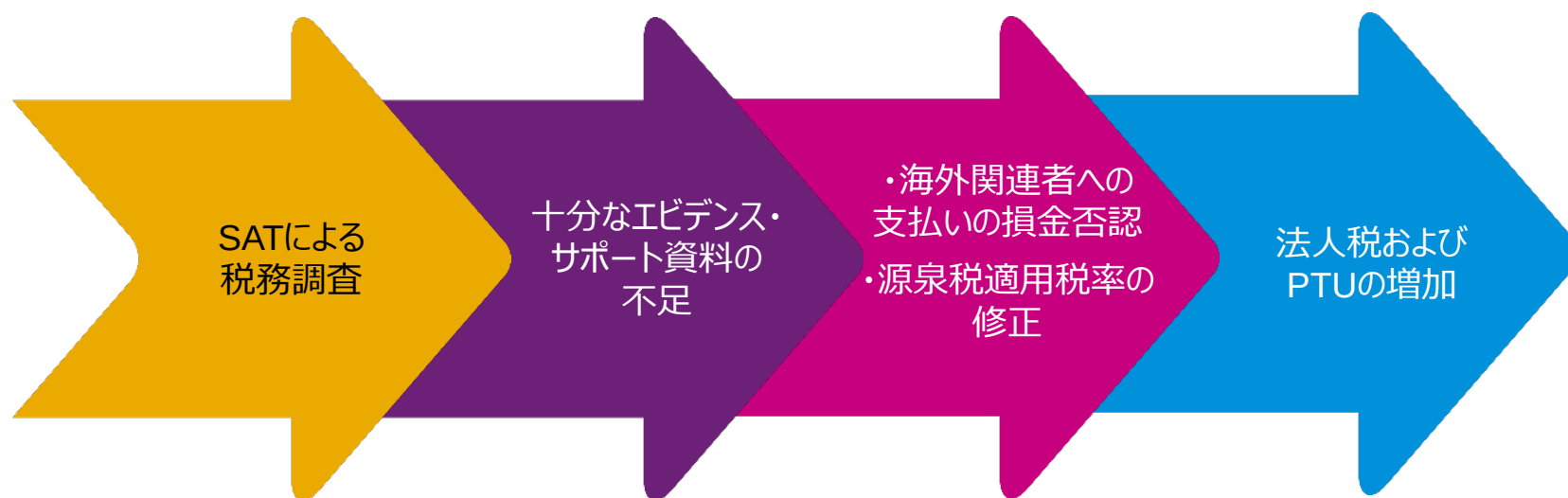
SATは、税務調査においてとりうるアプローチを明確に規定している:

- 特定の調査目的のために、入手可能なすべての情報を利用する。
- 調査手続きは、納税者と直接のコミュニケーションを通じて行われる。
- 異なる担当者間（VAT、関税等）でも、内部コミュニケーションが行われる。
- 税収を効率的、かつ有効に獲得する

「入手可能な情報」とは、納税者からSATが入手可能なすべての種類の情報であることに留意する。

→当局はあらゆる視点で、課税可能なポイントを探っている。

書類不備が招くリスク





損金処理のために
必要な情報とは？

損金処理に対する税務上の要件

税務上の損金算入の条件（一般的なものを含む）としては、以下のようなものがある。

（ITL Art 27, 76および76-A）

要求事項	すべての取引 において必要	海外居住者との取引 において必要	海外関連者との取引 において必要
事業活動を遂行するのに必要な支出であること	√		
サービス提供者からの請求書発行	√		
請求書日付が、損金処理しようとしている年度内の日付であること	√		
決済が銀行送金・小切手・クレジットカードのいずれかであること	√		
会計上適切に記録され、重複で計上されていないこと	√		
技術支援およびロイヤルティ取引の場合、当該サービスの提供者により直接請求されていることと、必要な知識等を有していること。	√		
源泉税を適切に徴収し、SATに支払っていること。		√	√
源泉税および当該海外居住者に対する支払いについて、CFDIを発行していること		√	√
取引が公正価値によって行われていることを証明すること			√
SATへの必要な情報申告（DIM Annex 4,9）を提出すること		√	√
ISSIFを提出すること		√	√
該当する場合、移転価格に係る必要な情報（マスターファイル・ローカルファイル・CbCレポート）を提出すること。			√

Note: 例外・特例が適用されるケースもある。※資料は、すべてスペイン語で準備されることが前提

SATの基準と必要なサポート資料(プロラタ費用)



- プロラタ費用については、SAT及び最高裁が損金算入についての要件を規定している。
- 具体的には、regla miscellanea（税務上の細則を定めたもの） 1.3.3.1.41において規定。主に以下の条件が求められる。（実質と共に文書化が重要）

「請求書のみで十分」と言える
ケースは存在せず

サービスが関連当事者間取引
である場合、公正価値での取引
であること

支出は、会社の事業活動と
密接に関連していなければ
ならない

サービスが実際に提供されたことを
証明するサポート資料が必要

同一のサービスに対して複数先へ
の支払いが生じていないこと

支払者が享受する便益と、
生じる支払いは、
直接関連していなければ
ならない

主要な海外取引における源泉税の適用税率



海外取引の種類と源泉税の例

種別	メキシコ 一般源泉税率	租税条約上の軽減税率 － 対日本(*1)	租税条約上の軽減税率 － 対米国(*1)
配当金	10%	5%または0%(*2)	5%または0%(*2)
テクニカル アシスタントフィー*	25%	0%	0%
ロイヤルティ* (研究開発費を含む 場合あり)	— 技術指導および下記以外に対するロイヤルティ : 25% — 特許、発明、商標、ブランド名に対するロイヤルティ : <u>35%</u> — パブリシティ : <u>35%</u>	10%	10%
株式譲渡益	— 譲渡価格の25% (原則) または売却益の <u>35%</u> (メキシコにおける法的代理人および税務意見書などの要求) — グループ再編の場合、繰延の可能性	保有割合が一定の%以下など一定条件を満たす場合には、免除される可能性もある	保有割合が一定の%以下など一定条件を満たす場合には、免除される可能性もある
メキシコ国外銀行 からの借入利子	10%	10% 4.9% 0%(*2)	4.9% (*2)
銀行以外からの 借入利子	21~35%	10~15%(*2)	10~15%(*2)

(*1)租税条約を適用することができれば、適用される源泉税率を有利にすることができる。

(*2)実際に適用される税率は、各租税条約に照らして個別に判断する必要がある。

源泉税の適用税率－租税条約の適用



日墨・米墨等の租税条約を適用することにより、通常の税率よりも有利な源泉税率を適用できる余地があるが、税務上適格であることの証明が必要



適用のために必要な情報

- 租税条約に照らして、該当していることの説明
- 生じている関連者取引の内容、およびその取引が受取側の国で課税対象となったことを証明するための宣誓書 (Affidavit)
- 相手がその相手国に属していることを証明する書類 (税務上の居住者証明)
- 当該海外への支払に対するCFDIの発行



留意事項

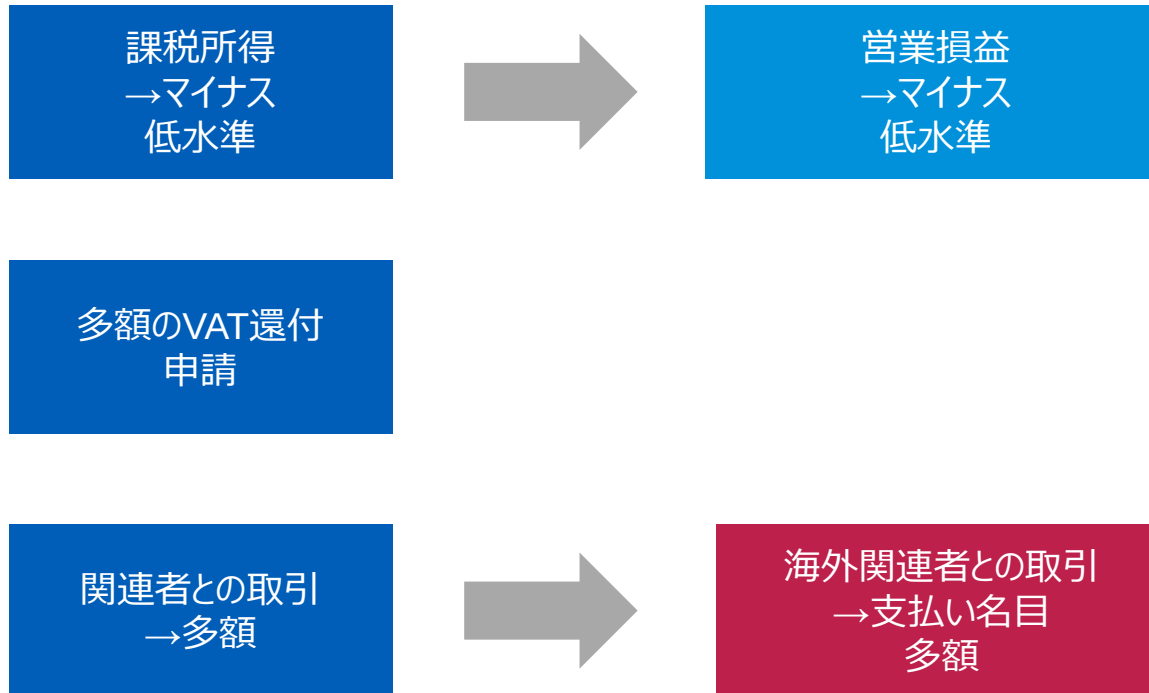
- 源泉税の適切な控除は、当該支払いの損金算入の要件となっている。
- もしも源泉税が過払いとなっていることが判明しても、その還付を実現することは困難。
- 配当源泉税が課される（租税条約適用により0%にならない）場合、2013年以前に発生した利益と2014年以降に発生した利益を別に管理する必要性
- 税制改正によりアメリカへの配当の場合も2018年以降はアメリカ側での税額控除不可。



リスクの評価

リスク評価の例

SATは通常、各納税者のリスク（当局目線では課税のチャンス）評価を行う。
（例）



※通常は、上記のようないくつかのリスク要因を考慮し、組み合わせてリスク評価を行う。

社内でのリスク評価



リスクの存在を示唆する状況はあるか？

ビジネスモデルの変更を予定しているか？

説明のための資料は準備できているか？

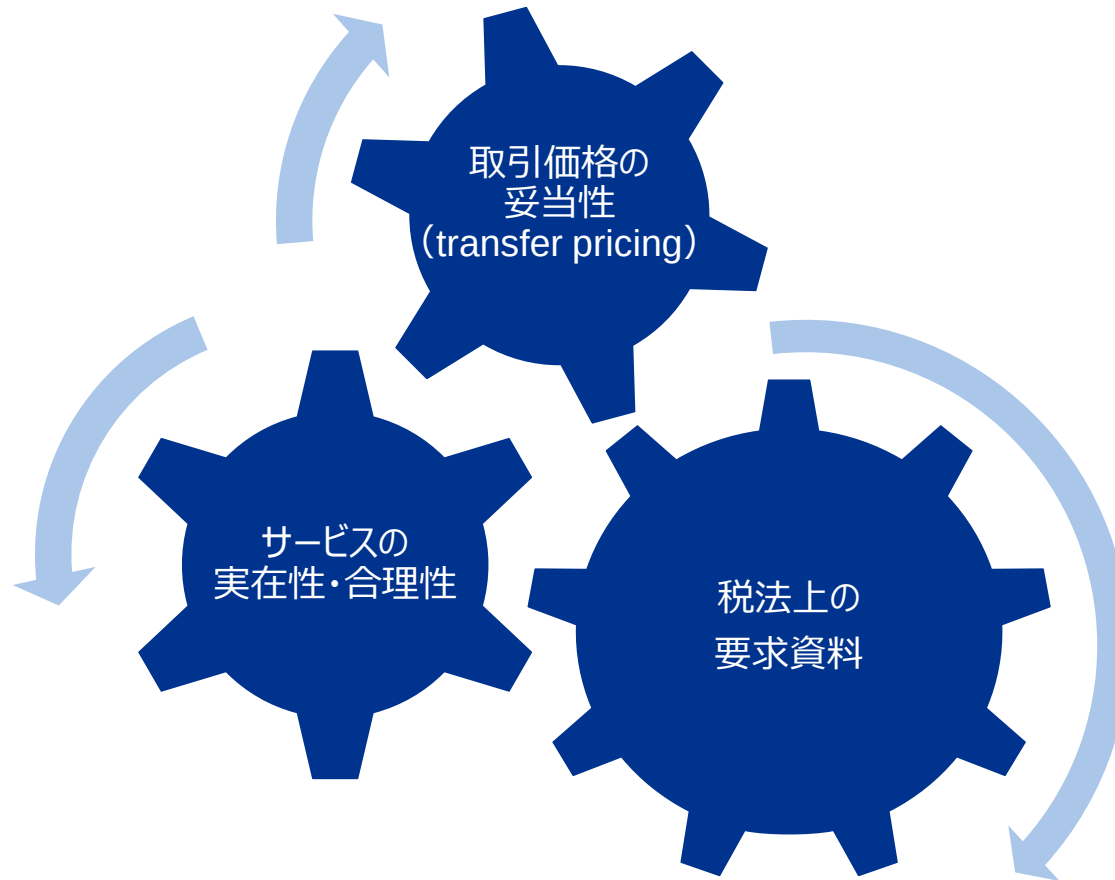
Remember: 税務当局は資料の存在を重視する（形式主義）。適切に説明できたとしても、サポート資料を伴わない場合、それだけでは十分とみなされない。



Defense File

サポート資料の作成

税務調査が行われる場合に備えて、当局への説明資料として何を作成すればよいのか？



KPMG Solution –Defense File



Defense Fileの主な構成は以下の通り。

主な取引内容	— ロイヤルティ、技術支援、マネジメントフィー、その他サービスフィー
サービス内容の分析	— 会社において関連者から受けているサービスを、自社で独自には行っていないことを説明する — 関連者から受けているサービスの内容の詳述。
税法上の要求資料の作成と保管	— 契約書、請求書、そのサービスによる成果物、内部記録の保管、作成資料等の確認、ファイリング
移転価格分析	— 移転価格上、適正な範囲の利益率に収まっていることの検証、および書類保管
便益分析	— 支払に対するサービスが実際にメキシコ子会社にとって必要であり、結果として経済的利益がもたらされていることの証明。

取引ごとに必要となる資料一例

技術支援料	マネジメントフィー	ロイヤルティ	費用の求償
— 契約書 — 請求書 — サービスが実際に提供されたことの証明 — 必要な技術・知識を有することの裏付け — 作業時間記録 — 組織図 — 実際に行われたサービス（作業）の内容 — 関連するコミュニケーション記録 — サービスの成果物 — 恩恵を受けていることの説明	— 契約書 — 請求書 — サービスが実際に提供されたことの証明 — 作業時間記録 — 組織図 — 当該取引がプロラタ費用ではないことの証明 — 関連するコミュニケーション記録 — サービスの成果物 — 恩恵を受けていることの説明	— 契約書 — 請求書 — 対象となる無形資産の所有権に関する証明 — 当地でのマーケティング・販売活動の内容 — 当地での広告宣伝、研究開発活動の内容関連するコミュニケーション — 源泉税の計算根拠 — 恩恵を受けていることの説明	— 契約書 — 請求書 — サービスが実際に提供されたことの証明 — 恩恵を受けていることの説明

Q&A



青木 嘉光
公認会計士 マネジャー



河田 厚司
公認会計士 マネジャー

kpmg.com.mx

01800 292 KPMG

kpmg@kpmg.com.mx



2020年税制改正の概要

2020年予算案の概要

＜予算案成立までの推移＞

2019年 9月 8日 連邦政府により議会へ提出

2019年 10月 15日 下院にて承認

2019年 10月 31日 上院にて承認

項目	内容										
経済政策の前提	- 歳入：6兆963億MXP（うち石油部門歳入：5,745億MXP） 主な増収要因は税収増（3兆4,994億MXN、前年比5.7%増） - 歳出：歳入と同額 - GDP成長率：2% - インフレ率：3.4% - 平均原油価格：49ドル／バレル - 平均産出量：195.1万バレル／日 - 為替レート：19.90MXP／ドル										
サーチャージ	現行のサーチャージ（遅延利息）が継続される見通し <table> <tr> <th>サーチャージ</th><th>月次レート</th></tr> <tr> <td>Extension</td><td>0.98%</td></tr> <tr> <td>12ヶ月未満</td><td>1.26%</td></tr> <tr> <td>12ヶ月- 24ヶ月</td><td>1.53%</td></tr> <tr> <td>12ヶ月以上、かつ支払い繰延</td><td>1.82%</td></tr> </table>	サーチャージ	月次レート	Extension	0.98%	12ヶ月未満	1.26%	12ヶ月- 24ヶ月	1.53%	12ヶ月以上、かつ支払い繰延	1.82%
サーチャージ	月次レート										
Extension	0.98%										
12ヶ月未満	1.26%										
12ヶ月- 24ヶ月	1.53%										
12ヶ月以上、かつ支払い繰延	1.82%										

2020年税制改正の概要



項目	内容
脱税対策	— 仮装取引や違法取引に加担する請求書（CFDI）を発行するような行為は、税務不正や組織犯罪に分類。 — メキシコ税務当局ではデータ分析を含む最新技術を利用した調査を実施。
電子署名（e.firma）の管理	— 今後、税務当局では、身分証明書・住所・納税状況等の情報の妥当性を確認。 — 必要に応じて、署名登録を否認する可能性あり。 — 否認される場合、CFDI発行や月次・年次の税務申告が不可。
電子スタンプの認証	— 今回の改正で、電子スタンプが無効とされる要件の追加あり。 — 例えば、CFDIの発行金額と税務申告上の収入が一致しない、納税者メールボックスの送付先情報が有効でない、税務上の登録住所がメインオフィスと一致していない、ブラックリストのサプライヤーと取引を行っている場合など。 — ただし、無効とされた場合、納税者への救済措置も追加。具体的に、税務当局側の結論が出るまで一時的に電子スタンプ使用を許可する申請制度の導入。

2020年税制改正の概要



項目	内容
支払利息の 損金算入の 追加制限	— 利息控除は、調整後課税所得の30%を限度として損金計上可能。 — 計上年度の損金不算入額は、翌年以降9年間、一定条件を満たせば損金算入可。 — 2020年適用だが、それ以前に締結した賃貸借契約に係る利息にも適用。 — ただし、公的インフラや不動産開発等の事業に係る利息は対象外。
海外居住者への 支払の損金不算入 (タックスヘイブン対 策税制)	— 2020年度から、関連当事者との取引のうち、低税率国に所在するグループ会社に対する支払がある場合、(1)その対象取引にビジネスの実態がないと判断された場合、あるいは(2)その相手国とメキシコが租税条約もしくは情報交換協定を結んでいない場合、その支払いはメキシコ側で損金不算入として扱われる。 — 低税率国の定義は、その国の法人税率が22.5%以下で規定されているケースを指す。
人材派遣会社への 支払いに対する VAT源泉	— 人材派遣会社（人的資源の提供を目的とするサービス）へ支払時にVATの源泉（6%）が必要。 — 法人税法上、損金算入要件として、VATの源泉を要求。 — その代わり、人材派遣会社からVATの申告書、給与源泉情報等の入手は不要。

2020年税制改正の概要



項目	内容
取引名目の 濫用防止規制	— ビジネス上の合理性はないが、税務メリットを享受できる取引について、税務当局から架空取引として見做される規定が加わる修正あり。 — ビジネス上の合理性がないとは、一般的にある取引の経済的利益がそれによる税務メリットを下回る場合が想定される。 — 税務メリットとSATが考慮しているのは、税務控除・免除、収入・利益の非認識など。
税務アドバイザー によるSATへの 報告義務化	BEPSアクションプラン12に対応して、FFCにおいて下記の規定を策定した。 — 会社の営業上のデザイン・組織・取引に関与する税務アドバイザーに対し報告義務を課す。 — 税務アドバイザーは、毎年2月に情報申告を提出。提出しない場合、納税者がそれを開示する必要がある。 — 報告対象スキームは、直接または間接的に税務メリットをメキシコで享受している者に対して適用、と定義されている。 — 例えば、海外支払いにおける租税条約の源泉税率を適用、組織再編による繰越欠損金の引継ぎ、会計と税務上の認識が20%以上乖離する場合など。 — 報告義務は2020年の取引から対象となり、その報告期限は2021年2月の予定。2020年度中に報告対象スキームが発生する場合、税務アドバイザーは2021年2月に情報申告を提出する。一方、2020年以前に報告対象スキームが発生し、2020年度にもその税務メリットが享受される場合、納税者（アドバイスを受ける側）自身が2020年度中に提出義務を負うことになる。

2020年税制改正の概要



項目	内容
第3者からの情報提供	— 連邦税法典（FFC）に、「情報提供を行う第3者」について新たに定義。 — 税務当局が、偽装取引に係るCFDIの発行者に関する手がかりを第三者から入手することが法的に可能。 — 情報提供者には、一定の税務メルिट（Lottery tax draw）を付与する予定。
国税における過払税金相殺	— 国税の過払税額は、同じ種類の国税の支払い金額とのみ相殺可（2019年度改正）。 — 2019年度は歳入法による規定であったが、2020年度より連邦税法典（FFC）及び付加価値税法（LIVA）にて法制化。

2020年税制改正の概要



項目	内容
仲介アプリサービス にかかる税務上の 取扱い	<u>源泉税</u>
	— 電子的仲介サービス（Uberなど）では、個人所得税徴収の簡素化を目的として、個人へのサービス料支払時に、源泉徴収を義務化。
	<u>VAT</u>
	— メキシコ国内で海外居住者が提供するサービスを受ける場合、当該取引に対してVATを課す。
	<u>税務申告</u>
	— 電子的仲介サービス業者は、その事業内容を税務当局へ報告する。
	— 翌月17日までに支払う必要がある。
	<u>管理施設（=納税義務者を指す）</u>
	— 仲介プラットフォームを利用して年間300千MXN以下の所得のある個人であり、他に給与や利子以外の所得がない場合、管理施設とみなされる。
	— その場合、源泉税等で簡便的な税務的取扱いが可能。つまり申告書を提出する義務はない。
	— ただし、仲介プラットフォームを利用する取引と個人での直接取引が混在する場合、直接取引にかかる収入については当該個人は毎月申告書を提出する義務があり。
	— 電子的仲介サービスは、源泉およびそのサポート資料の作成・管理において、海外居住者と同様の義務を負う。

2020年税制改正の概要



項目	内容
PEの定義の見直し	— PE定義の追加項目あり。 — 外国人居住者が、契約締結までの主要な活動・役割を習慣的に行う場合、PEと見做される。（従来は当該居住者がサインを行うかどうか重要な基準であった）
リース資産	— 商業・工業等の事業目的で、在外企業がメキシコ国内に保有する資産（動産）を利用して収益を得る場合には、税務上、在メキシコ会社が当該在外子会社へ支払う支払リース料はロイヤルティとして取り扱われる。（注）ロイヤルティとして扱う場合、源泉税の対象となる
金融機関からの利払いにかかる源泉税	— 金融機関からの利息支払いにおいて（預金者からみた受取利息）適用される源泉税率は、1.04%から1.45%へ引上。

2020年税制改正の概要



項目	内容
ディーゼル、バイオディーゼルとその混合物に対するIEPSインセンティブ	— 2019年度に歳入法にて適用された優遇税制が、2020年度はMITLに規定され恒久化。 — ディーゼル取得において、最終消費者として支払ったIEPSに対して、同じ税務年度の法人税とのクレジットの適用については以下の通り： • ビジネス活動目的で使用される機械のためのディーゼル取得 • 農林業活動目的で使用されるディーゼルの取得 • 貨物輸送もしくは乗客用に使用される交通機関として使用される自動車のディーゼル
Excise tax (IEPS)	— 輸入タバコ： 1本あたり0.35MXPから0.498MXPに増加 — フレーバー飲料： 1リットルあたり1.17MXPから1.2705に増加 — ビール： 税額計算を簡素化し、1リットルあたり3MXP
VAT Creditableの算定方法変更	仮払VATの控除可能（creditable）金額の算定方法の変更 — 仮払VATの控除可能額の算定に当たり、従来は売上取引における課税取引と非課税取引の割合のみを考慮する必要があった。しかし、改正においては、これらに加えて不課税売上（e.g. メキシコ国外で行われた取引）も、控除対象VATの算定に当たり、課税取引割合算定上の分母として算入されることになった。

(参考1) 税務調査の動向

メキシコで現在行われている税務調査、および関連する通知には、以下のものがある。

通知の種類	目的	通知	期限等
税務調査 (OFICIO XXXX)	税務調査開始の通知	税務監査実施した公認 会計士へ通知	6か月
税務調査 (OFICIO XXXX)	税務調査開始の通知	会社BUZONへ通知 (上記調査終了後)	通常の調査期間は1年 TP、通関は2年
質問状 (INVITACION)	疑問点等について（任 意の）質問	会社BUZONへ通知	質問状に記載ある期限 までに返答 (2週間程度)
通知 (NOTIFICACION)	何等が悪い結果の通知	会社BUZONへ通知	なし

(参考1) 税務調査の動向

SATから送付されるInvitacionには、以下のようなケースがあるが、これに限らず様々な理由で送付されることがある。

質問状のポイント	金額	リスク
対ブラックリスト業者取引額	税務署がCFDIをソートした金額	当該金額の否認 税務調査の開始 電子スタンプ発行権限のキャンセル等
税務署がCFDIを集計した額と確定申告した実際数値との差異	差異の金額	
税務署が集計した海外関連支払高と源泉納税額等の差	差異の金額	
月次電子会計情報と税務署保有情報の差異	差異の金額	

(参考2) 納税者メールボックス

納税者メールボックス

- 納税者とSATとのやり取りは、原則としてSATのインターネットの公式ページにあるメールボックスを通じて行うことになる。法人は2014年6月30日から施行（事業活動を行う個人は2015年1月1日から施行）。
- 納税者番号（RFC）を保有している納税者は、アカウントを持ち、当該メールボックスを通じて、会計情報の提出やSATからの連絡（通達、質問、インターネット税務調査など）を受け取ることになる。
- 通知メールが届いた場合には、翌日から3営業日経過時点でメールボックスにアクセスしたものとみなされる。
⇒ インターネット税務調査など重要なメールを見逃さないよう注意が必要。（メールを見ていなかったという言い分は通らない）

(参考3) 支払利息の損金算入制限

支払利息の損金算入に対する制限について、具体的な計算方法は以下の通り。

1 借入より生じる支払利息	当該規定の対象となる	課税所得	
2 受取利息		+	借入より生じる支払利息(net)
		+	税務上の減価償却費
		=	調整後 課税所得
1 借入より生じる支払利息	制限なし	x	RATE 30%
2 受取利息		ネット後支払利息に対する控除限度額	

Notes

1. 年間MXN20百万の控除可能枠があり、それを超えるものが上記判定の対象となる（在メキシコのグループ企業合計ベース）
2. 為替差損益は考慮対象外
3. 現在の過小資本税制との併用適用となる

(参考4) 国税における過払税金の相殺



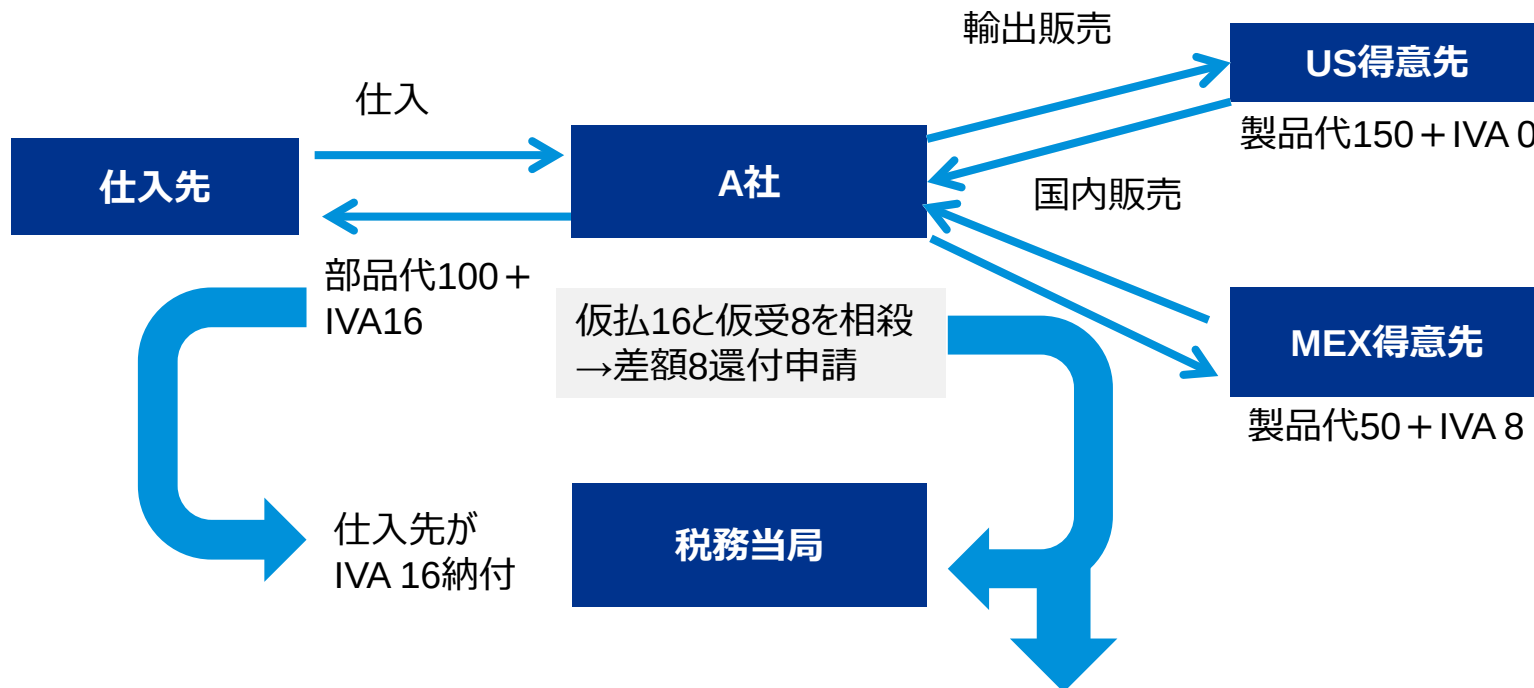
国税における過払税金の相殺

- 国税における過払税金の相殺について、同じ種類の国税の支払い分とのみ相殺が可能となる。
- 2019年以降は、2018年まで許容されていた異なる種類の国税との相殺、第三者から源泉した所得税額との相殺が認められなくなる。

2018年12月28日 2019年国家歳入法の官報公示により、本規則は2019年1月1日より施行。

過払い 税金区分	ISR (法人所得税)	IVA (付加価値税)	IEPS	源泉ISR	源泉IVA	源泉IEPS
ISR (法人所得税)	YES	NO	NO	NO	NO	NO
IVA (付加価値税)	NO	YES	NO	NO	NO	NO
IEPS	NO	NO	YES	NO	NO	NO

(参考4) 2019年改正による具体的な影響



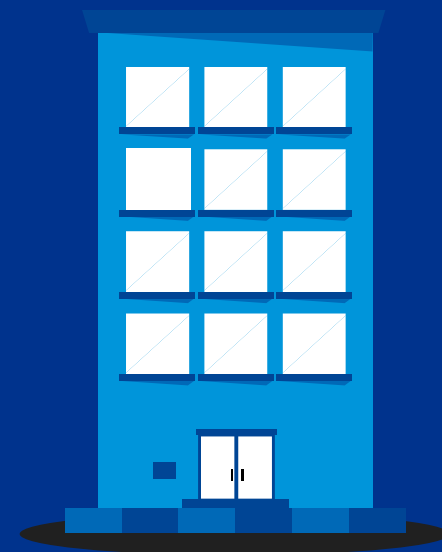
以前はこの差額5をISRの月次納税もしくは年度納税額との相殺が可能であった

ただでさえ還付手続きが遅い現状→さらに還付手続きが納税者側より増加→SATのマンパワー不足、人員・質の低下→結果、回収期間の更なる長期化という流れが容易に予想できる

今後の税金還付については回収のキャッシュフローをさらに保守的にみる必要がある。



KPMGメキシコの紹介



KPMGメキシコ 事務所プロフィール



- KPMGメキシコ事務所は、1946年設立以来、メキシコシティをはじめ、国内18都市に事務所を開設し、総勢約3,000名強のメキシコ最大級の事務所の1つに成長してきました。
- KPMGメキシコ事務所はKPMGインターナショナルに加盟するメンバーファームであり、公認会計士を中心に会計、税務、法律、金融、IT等に精通した専門スタッフから構成されています。私どもはこれらの幅広い知識を結集することにより、お客様にトータルサービスを提供しています。



KPMGメキシコ サービス概要



監査サービス	税務サービス	リスクコンサルティングサービス	ディールアドバイザリーサービス
— 監査部門ではメキシコ会計基準・税務のみならず、IFRSおよびUS GAAPに精通したプロフェッショナルが従事し、品質の高いサービスを提供しています。 — サービス内容例 • 会計監査／レビュー・税務監査 — メキシコでは、一定の要件を満たした企業に対して、税務当局による税務調査のリスクや負担を軽減する等の目的で公認会計士による税務監査（タックスレポート制度）を任意に受けることができます。税務監査には税務申告の基礎となる会計情報に対する会計監査が含まれます。 • IFRS & US GAAP監査・レビュー • 会計基準コンバージョンサポート • 連結レポートパッケージのレビュー	— 税務部門では法律遵守を大原則として、クライアントの利益を最大限考慮し、税務アドバイザリー、プランニング、コンプライアンス等のサービスを提供しています。 — サービス内容例 • 企業税務サポート業務 • 移転価格レポート支援業務 • 社会保険および福利厚生監査 • 日系等外資企業の従業員 — （Expatriate）の所得税計算支援業務 • 法務サービス — （AMPARO等への対応） • 通関手続に関するサービス	— リスクコンサルティング部門では、クライアントが組織の変化やコンプライアンス問題へ対処できるように、また、パフォーマンス&テクノロジー部門では、IT関連等の問題に対処できるように、数多くの業種に対する知識、理解をもとにした的確なアドバイスを提供しています。 — サービス内容例 • アカウンティングアドバイザリー • ファイナンシャルリスクアドバイザリー（財務リスク分析支援） • IT関連リスクアドバイザリー • 内部監査 • 内部統制 • フォレンジック（不正調査サービス）	— ディールアドバイザリー部門では、クライアントが会社形態の変更、債権の購入、株式の売買、合併等を行うにあたって、的確なアドバイスを提供しています。 — サービス内容例 • インフラストラクチャープロジェクトサービス • コーポレートファイナンス（企業買収のプランニング等支援） • リストラクチャリング（企業再編支援） • トランザクションサービス（買収前企業評価サービス） - etc...

日系企業担当メンバー (1/3)



エドガー デラロサ

日系企業統括パートナー
メキシコシティ事務所
メキシコ公認会計士

- 1988年にKPMGメキシコシティ事務所に入所し、1999年より監査パートナーとして監査業務に従事。
- グローバルな監査業務、財務コンサルタント業務、デューデリジェンス業務に従事。
- 2019年より日系企業統括パートナーを担当。

日系企業統括担当

E: edelarosa@kpmg.com.mx
T: +52 -(55) 5246 8598



デメトリオ ヴィジャ

バヒオ地域日系企業統括監査パートナー
ケタロ事務所
メキシコ公認会計士

- 1988年にKPMGグアダハラ事務所に入所し、1999年より監査パートナーとして監査業務に従事。
- 2001年にKPMGケタロ事務所の立上げメンバーとして異動。その後、約16年間バヒオ地域の製造業（主に自動車関係）を中心に監査業務に従事。
- 2010年からはバヒオ地域の日系企業統括監査パートナーとなり、バヒオ4事務所（アグアスカリエンテス、ケタロ、サンルイスポシ、レオン）の日系企業への高品質なサービス提供に対して責務を有する。

バヒオ地域日系企業統括監査パートナー

E: villa.demetrio@kpmg.com.mx
T: +52 -(442) 384 4002



東野 泰典

ディレクター
メキシコシティ事務所
米国公認会計士

- 2000年 朝日監査法人（現 あずさ監査法人）東京事務所入所。日本国内において、製造業、小売業等の上場会社および外資系企業の会計監査業務、M&Aディールアドバイザリーサービスに従事。
- 2007年8月よりKPMGメキシコ・ティファナ赴任。
- 2010年10月よりKPMGインドネシア事務所に赴任。
- 2014年10月よりKPMGメキシコ・メキシコシティ事務所に赴任、現在に至る。

メキシコシティ、モンテレイ、ティファナ、グアダハラ、サンルイスポシ担当

E: yasunori.higashino@kpmg.com.mx
T: +52 1 (55) 9198 8727

日系企業担当メンバー (2/3)



- 2008年あずさ監査法人広島事務所入所。自動車製造業および関連子会社、化学品製造業、小売業等の会計監査を中心として、デューデリジェンス業務、財務諸表関連アドバイザリー、IFRS関連のアドバイザリー業務にも従事。
- 2017年7月よりKPMGメキシコ・ケレタロ事務所に赴任、現在に至る。

**ケレタロ、セラヤ、サランカ、
サンルイスポシ担当**
E: yaoki1@kpmg.com.mx
T: +52 1 (442) 219-3451



- 2008年 あずさ監査法人東京事務所入所。日本国内において、電気機器・精密機器製造業、外資系自動車企業等の会計監査業務、財務諸表関連アドバイザリー、IFRSアドバイザリー業務に従事。
- 2018年7月よりKPMGメキシコ・レオン事務所に異動。

**レオン、シラオ、イラブアト、
アグアスカリエンテス担当**
E: akawata1@kpmg.com.mx
T: +52 (55) 1850 5669

日系企業担当メンバー (3/3)



- 2006年あずさ監査法人入所後、大手上場企業等の監査、その他リファード業務、IFRSアドバイザーに従事。
- 2011年 IFRS事業部（現アカウンティング・アドバイザー・サービス事業部）へ異動。IFRSアドバイザー（IFRS導入アドバイザーおよびIFRS連結決算書作成支援）に加え、PMI支援業務、決算早期化支援業務等の会計アドバイザー業務に従事
- 2018年7月よりKPMGメキシコ・メキシコシティ事務所へ赴任。

会計アドバイザー部門担当

E: tomoyukisasaki1@kpmg.com.mx
T: +52 1 (55) 4500 0445



- KPMGメキシコ・ティファナ事務所に入所後。現地では、メキシコ系マキラドーラ企業を中心に、同国内での事業展開にかかる広範囲な税務領域でのサポート実績を有する。製造業を中心とした日系企業への関与実績多数。
- 2016年4月から2018年12月まであずさ監査法人メキシコデスクとして日本駐在。
- 2019年1月より日系企業税務担当としてバヒオ地域を担当する予定。
- スペイン語（母国語）、英語、日本語に堪能。

バヒオ地区日系企業税務担当

E: eriko.hirata@jp.kpmg.com
T: +81-3-3266-7233 ext.3909

メキシコデスクメンバー（東京）



安崎 修二

メキシコデスク
アソシエイト・パートナー
日本公認会計士

- 2001年 朝日監査法人（現 あずさ監査法人）に入所。日本国内において、自動車部品製造業、飲料／食品製造業、建設業等の会計監査を中心として、デューデリジェンス業務、US-SOX、J-SOX、IFRS関連のアドバイザリー業務にも従事。
- 2014年1月よりKPMGメキシコ・ケレタロ事務所に赴任。日系企業の現地事業展開における会計および税務領域でのサポート。
- 2017年7月東京事務所帰任、現在に至る。

あずさ監査法人 東京事務所

E: shuji.yasuzaki@jp.kpmg.com
T: +81-3-3548-5805



貞國 真輝

メキシコデスク
シニアマネジャー
日本公認会計士

- 2004年 あずさ監査法人入所。日本国内において、通信業、製造業、外資系企業の会計監査および複数のIFRSアドバイザリープロジェクトに従事。
- 2013年7月よりKPMGメキシコ・ティファナ事務所に赴任。日系企業のメキシコビジネスを側面からサポート。
- 2016年7月東京事務所帰任、現在に至る。
- 投資セミナー等外部講演実績および執筆実績多数。

あずさ監査法人 東京事務所

E: masateru.sadakuni@jp.kpmg.com
T: +81-3-3548-5804



薬師寺 真志

メキシコデスク
シニアマネジャー
日本公認会計士

- 2003年 あずさ監査法人東京事務所入所。日本国内において、自動車部品製造業、自動車販売業、精密機器製造業、独立行政法人および外資系企業など製造業を中心とした多岐に会計監査業務の他、IPOやM&Aに関連したディールアドバイザリーサービスに従事。
- 2016年7月よりKPMGメキシコ・メキシコシティ事務所に赴任。日系企業への監査、税務およびコンサルティングサービスの提供をサポート。
- 2019年7月東京事務所AAS事業部へ帰任、現在に至る。

あずさ監査法人 東京事務所

E: masashi.yakushiji@jp.kpmg.com
T: +81-3-3548-5804

メキシコデスクメンバー（大阪）



立石 政人

メキシコデスク
パートナー

日本公認会計士

- 2001年 朝日監査法人（現 あずさ監査法人）大阪事務所入所。日本国内において、大手製造業、鉄道業等および外資系企業の会計監査、大手電機メーカーのIFRS対応プロジェクトに関与する傍らIFRS関連のセミナー、執筆を担当。2011年7月より日系企業サポートのため、メキシコシティ事務所へ赴任。2014年7月大阪事務所へ帰任、現在に至る。
- 現在は上場会社等の会計監査に従事しながらメキシコデスクを兼務し、日本からメキシコ進出に関するサポートを行っている。

あずさ監査法人 大阪事務所

E: masato.tateishi@jp.kpmg.com

T: +81- 6-7731-5000 ext.3897

Q&A



青木 嘉光
公認会計士 マネジャー



河田 厚司
公認会計士 マネジャー

kpmg.com.mx

01800 292 KPMG

kpmg@kpmg.com.mx

Notice of privacy



The information contained herein is general in nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we attempt to provide correct and timely information, there can be no guarantee that such information is correct on the date it is received or that it will continue to be correct on the date it is received or that it will continue to be correct in the future. No one should take action based on such information without proper professional advice after a detailed study of the particular situation.



© 2020 KPMG Cardenas Dosal, S.C., the Mexican member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.